

安全管理規程

平成 25 年 3 月 30 日 制定
平成 27 年 6 月 19 日 改定

(株) リムジンパッセンジャーサービス

目 次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第三章 輸送の安全を確保するための管理体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

第1条 (目的)

この規定は、道路運送法第22条の2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、これをもって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規定は、当社の一般乗合旅客自動車運送事業に係わる業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保する為の事業の運営方針等

第3条 (輸送の安全に関する基本的な考え方)

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act) を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

第4条 (輸送の安全に関する方針)

第3条に基づき、社長は、輸送の安全に関する基本的な方針を設定し社内へ通知する。

- (1) 輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に係わる投資を効率的に行う。
- (3) 安全方針の各社員の理解度を内部監査等で定期的に把握し、必要に応じて教育及び研修を実施すること。

2 (3) の結果を踏まえ、1年ごとに見直しを行う。

第5条 (輸送の安全に係わる目標)

第3条に基づき、社長は、輸送の安全に係わる目標を設定し社内へ通知する。

第6条 (輸送の安全に関する計画)

社長は、第5条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する基本的な考え方を記載した安全方針に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画 (安全重点施策) を別に作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための管理体制

第7条（経営トップの役割）

社長は、輸送の安全の確保に関し、以下の事項を遵守し、その最終的な責任を有する。

- 2 輸送の安全に関し、予算の確保、安全管理体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 輸送の安全に関する方針の策定に主体的に関与する。
- 4 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
- 5 輸送の安全を確保するために事故・災害連絡体制の構築を行う。
- 6 輸送の安全の確保に関する安全総括責任者の意見を尊重する。
- 7 運輸事業の安全管理体制の見直し（マネジメントレビュー）に主体的に関与する。

第8条（社内組織）

社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制（安全管理体制図）を構築し、輸送の安全を確保するための社内統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) 必要に応じて運行管理補助者、整備管理補助者を任命する
- 2 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、社内を統括した指導監督を行う。
 - 3 輸送の安全に関する事項を円滑に行うため、安全推進会議を設置することとし、その詳細は別に定める安全推進会議取扱規定による。

第9条（安全統括管理者の選任及び解任）

社長は、取締役のうち安全を総括する責任者（以下「安全統括管理者」という。）1名を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなった時は、当該者を解任する。
 - (1) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったと社長が判断したとき。
 - (2) 関係法令等の違反等により、安全統括責任者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると社長が判断した時。

第 10 条（安全統括管理者の業務）

安全統括管理者は、次に掲げる業務を行う。

- （1）全社員に対し、輸送の安全方針の社内周知を行うこと。
- （2）輸送の安全確保に関し、その実施および管理体制を維持向上すること。
- （3）輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- （4）輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- （5）社長に対し、輸送の安全に関し、必要な改善に関する意見を述べる等事故防止その他の安全対策について必要な改善の措置を講じること。
- （6）運行管理が適正に行われるよう、運行統括管理者を通じて総括管理すること
- （7）整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を総括管理すること
- （8）輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- （9）その他、輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 11 条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

第 12 条（輸送の安全に関する情報の共有）

社長は現場の運行管理者、整備管理者、乗務員等との意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

第 13 条（事故・災害に関する報告連絡体制）

事故・災害等が発生した場合における報告連絡体制は、別に定める事故・災害対策連絡図に定める。

2 安全統括管理者は、事故・災害等に関する報告が経営トップ、社内外の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第 1 項に定める報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むように必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故・災害等があった場合は、その規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出をする。

第 14 条（輸送の安全に関する教育および研修）

社長は、第 5 条に定める輸送の安全に関する計画を実行するために、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

第 15 条（輸送の安全に関する業務の改善）

社長は、安全統括管理者から災害、事故等に関する報告、または、安全推進会議の審議内容の報告があった場合、もしくは、輸送の安全の確保のために必要と認める場合には改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2 社長は悪質な法令違反により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための対策を講じる。

第 16 条（情報の公開）

輸送の安全に関する基本的な方針、目標およびその達成状況に関する事項

- 2 事故に関する統計に関する事項
- 3 行政処分後の改善状況等に関する事項

第 17 条（輸送の安全に関する記録の管理等）

会社は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、災害、事故等の報告、安全統括管理者の指示、安全推進会議の議事録等、経営トップに報告した是正措置または予防措置を記録し、これを適切に保管管理する。

第 18 条（管理の受委託）

管理の受委託の実施にあたっては、委託事業者及び受託事業者は相互に協力・連携して輸送の安全性の向上に努める。

第 19 条（その他）

本規定は、業務の実態に応じ定期的に及び適時適切に見直しを行う。

附則（実施の時期）

- 1 本規定は平成 27 年 6 月 19 日より実施する。